

瀬戸市訓令第8号

本 庁  
公 所

瀬戸市職員健康診断等に関する規程（昭和24年瀬戸市庁達第3号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定期健康診断)</p> <p>第4条 職員に対して、毎年2回、定期的に健康診断を行う。</p> <p>前項の実施の期日は、その都度指定する。ただし、指定期日に健康診断を受けることができない職員は、理由書を提出して後日受診することができる。</p> <p>第2項の健康診断の実施責任者を<u>人事課長</u>とし、実施担当者を衛生管理者とする。</p> <p>衛生管理者は、健康診断表を添えてその結果<u>人事課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>採用の場合の健康診断を受けた職員に対しては、その年次における定期健康診断の回数を減じ、又は、これを行わないことができる。</p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第5条 職員が、第8条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職員（以下指定病罹患職員という。）に対して臨時健康診断を行う。</p> <p>課長は、所属の職員につき前項の診断の必要を認めたとときは、指定病罹患職員の健康診断に関する</p>	<p>(定期健康診断)</p> <p>第4条 職員に対して、毎年2回、定期的に健康診断を行う。</p> <p>前項の実施の期日は、その都度指定する。ただし、指定期日に健康診断を受けることができない職員は、理由書を提出して後日受診することができる。</p> <p>第2項の健康診断の実施責任者を<u>人事室長</u>とし、実施担当者を衛生管理者とする。</p> <p>衛生管理者は、健康診断表を添えてその結果<u>人事室長</u>に通知しなければならない。</p> <p>採用の場合の健康診断を受けた職員に対しては、その年次における定期健康診断の回数を減じ、又は、これを行わないことができる。</p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第5条 職員が、第8条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職員（以下指定病罹患職員という。）に対して臨時健康診断を行う。</p> <p>課長は、所属の職員につき前項の診断の必要を認めたとときは、指定病罹患職員の健康診断に関する</p>

<p>る内申書（様式第2号）を<u>人事課長</u>を経て、市長に提出しなければならない。</p> <p>前項の内申書が受理されたときは、<u>人事課長</u>は、指定病罹患職員に関する健康診断表（様式第3号）によって指定医にその診断を依頼しなければならない。</p> <p>（指定外医師による健康診断とその手続）</p> <p>第6条 指定した医師の診断を受けることを希望しない者は、あらかじめその承認を得て、所定の診断書（様式第1号又は第3号）により、他の医師の診断を受けてこれを<u>人事課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>前項の場合においてエックス線検査を受けたときは、そのフィルムを添付しなければならない。</p> <p>（その他必要な措置）</p> <p>第14条 この規程の施行に際して必要な事項は、市長の決裁を経て<u>人事課長</u>がこれを定める。</p>	<p>る内申書（様式第2号）を<u>人事室長</u>を経て、市長に提出しなければならない。</p> <p>前項の内申書が受理されたときは、<u>人事室長</u>は、指定病罹患職員に関する健康診断表（様式第3号）によって指定医にその診断を依頼しなければならない。</p> <p>（指定外医師による健康診断とその手続）</p> <p>第6条 指定した医師の診断を受けることを希望しない者は、あらかじめその承認を得て、所定の診断書（様式第1号又は第3号）により、他の医師の診断を受けてこれを<u>人事室長</u>に提出しなければならない。</p> <p>前項の場合においてエックス線検査を受けたときは、そのフィルムを添付しなければならない。</p> <p>（その他必要な措置）</p> <p>第14条 この規程の施行に際して必要な事項は、市長の決裁を経て<u>人事室長</u>がこれを定める。</p>
---	---

## 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。